

代議員選挙規程

（目的）

第1条 定款第6条に基づき、当法人代議員の選出に関する事項をこの規程に定める。

（定義）

第2条 代議員とは、この法人の正会員でこの規程に基づき選出された者で、正会員を代表してこの法人の社員として社員総会で議決を行う者をいう。

（選挙人および被選挙人）

第3条 選挙人および被選挙人は、選挙の告示の時点において正会員として登録されている者とする。

（選挙の告示と日程調整）

第4条 選挙管理委員会は、選挙すべき代議員の定数を告示し、立候補を受け付け、以下を参考に日程調整する。

- (1) 告示日は開票日の60日以前とする
- (2) 立候補受付締切日は開票日の30日以前とする

（選出方法）

第5条 代議員は、地域ブロックごとに、正会員の中から選挙にて選出する。

（定数）

第6条 県内を中毛・西毛・東毛・北毛の4つのブロックに分け、ブロック毎に定款第6条に基づき定数を理事会にて決定する。

2 基準となる正会員数は、選挙実施年度の10月1日現在のものとする。

（立候補受付期間）

第7条 選挙管理委員会は、21日を超えない範囲で立候補の受付期間を定めるものとする。

（立候補者名簿の公表）

第8条 選挙管理委員会はブロックごとの立候補者名簿を作成し、選挙実施要綱に基づいて正会員に公表しなければならない。

（選挙の方法）

第9条 代議員の選挙の方法は、電子投票により行う。

- 2 投票は、定数内連記投票とする。
- 3 定数内で、白票を除く有効投票の上位得票者を当選とする。
- 4 定数最下位者が得票数同数で複数である場合は、「くじ引き」により決するものとする。くじを引く順番は、立候補届け出順とする。また、くじ引きの場合は電子手続きによらず、選挙管理委

員を立会人とし対面により実施する。

- 5 立候補者が定数または定数に満たない場合は、無投票当選とする。
- 6 立候補者が定数に満たない場合は、ブロック長推薦にて選出する。
- 7 システムの不具合等、予期せぬ状況により電子投票が行えない場合は、本協会指定による紙媒体による投票も可能とし、選挙管理委員は選挙が滞りなく遂行できるよう努める。

(開票)

第 10 条 開票に際しては、立会人を 2 名以上置かなければならない。

(選挙結果の公表)

第 11 条 選挙結果については、選挙管理委員会が当法人のホームページにて速やかに公表する。

(異議申立)

第 12 条 選挙の効力に対し、不服がある選挙人または候補者は、文章をもって選挙管理委員会に異議を申し立てることができる。

2 異議申し立ての受付は、開票結果発表日から 1 週（7 日）以内とする。

(代議員の資格の喪失)

第 13 条 代議員は辞任を申し出たとき、所属が他のブロックに移動になったとき及び正会員の資格を喪失したときは、代議員の資格を喪失する。

(代議員の欠員の補充)

第 14 条 代議員が任期途中で欠けた場合は、補欠代議員の繰り上げ又はブロック長推薦にて選出する。選出された代議員の任期は、任期満了前に退任した代議員の任期の満了するときまでとする。

(規程の改廃)

第 15 条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附則

1. この規程は、令和元年 8 月 1 日より施行する。
2. この規程は、令和 6 年 8 月 1 日より一部改正により施行する。